

経営所得安定対策の主なポイント

交付金の申請は 5/11 (金)まで

経営所得安定対策は、農家の経営安定のため、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する政策です。食料自給率・自給力の向上を図るため、水田などを活用し、対象となる作物を作付け、販売している農家には交付金が交付されます。申請書類は、部農会を通じて配布します。

農林振興課
☎995-1823

畑作物の直接支払交付金

対象作物／麦・大豆・そば・なたね

交付要件／対象作物を生産・販売している認定農業者、集落営農、認定新規就農者

交付方法・単価／数量払、面積払のうち、いずれかの金額の高い方のみ交付されます。

●数量払

当年産の出荷・販売数量と、作物ごとの品質に応じて交付されます。

※販売・品質を証明する伝票・出荷票の写しや出荷契約書などの写しが必要です。

●面積払（営農継続支払）

対象作物の当年産の作付面積に基づき2万円/10アールで交付されます。

※そばは、1万3千円/10アール

水田活用の直接支払交付金

対象作物・単価

●戦略作物

麦・大豆・飼料作物	3万5千円/10アール
加工用米	2万円/10アール
WCS用米	8万円/10アール
米粉用米・飼料用米	5万5千円～ 10万5千円/10アール ※収量に応じる

●産地交付金（市で設定する地域特産物など）

ヤマトイモ・イチゴ・モロヘイヤ・そば	1万円/10アール
芝・種苗・景観作物・なたね	6千円/10アール

※登記地目が田の農地でそばを作付する場合、2万円/10アールの追加配分（二毛作は1万5千円/10アール）

交付要件／水田で対象作物を生産し、販売していること

※販売実績を証明する出荷伝票、出荷契約書などの写しが必要です。

申請の方法

交付申請書と営農計画書に必要項目を記入し提出してください。共済に加入している方と、昨年度申請した方には部農会経由で配布します。説明を希望する方は、農林振興課へお問い合わせください。

申請期限／5月11日(金) 必着

申請先／農林振興課

特産物奨励交付金・地域特産作物活性化支援事業交付金（市単独事業）

経営所得安定対策の申請者の中から、市の特産物奨励交付金などの対象となる方には、平成31年2月ごろに別途ご案内します。

●特産物奨励交付金

ヤマトイモ・イチゴ・モロヘイヤ	1万2千円/10アール
酒米	1万8千円/10アール

●地域特産作物活性化支援事業交付金

そば（作付農地の地目が田のもの）	1万2千円/10アール
そば（作付農地の地目が畑のもの）	6千円/45キログラム

交付要件

- ▶ 国の経営所得安定対策に基づき、営農計画書を提出していること。
- ▶ 市水田フル活用ビジョンに基づき、農地に特産物を作付しているか、出荷していること。
- ▶ 市税の滞納がないこと。

